

島根県老人福祉施設協議会旅費規程

第1条 本会の会員及び職員が会務により旅行するときは、この規程の定めるところにより旅費を支給する。

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

2 前項のそれぞれの額は別表のとおりとする。

第3条 旅費はもっとも経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によつた経路及び方法により計算する。

第4条 鉄道賃は他に次の料金を支給することができる。

急行料金 片道 50 km以上

特別急行料金 片道100 km以上

第5条 長期（20日間以上）にわたる研修会、講習会などにより旅行する場合には、正規の旅行の支給額の範囲内で打ち切り旅費を支給することができる。

第6条 この規程で定めるもののほか、旅費支給に関して、島根県社会福祉協議会旅費規定に準ずる。

附 則

1. この規程は平成12年4月1日から施行する。
2. この規程は平成17年4月1日から施行する。
3. この規定は平成24年1月1日から施行する。

(別表) 旅費額表

区分	鉄道賃	船賃	車賃	航空賃	日当／1日		宿泊料／1日	
					甲地	乙地	甲地	乙地
役員	運賃、急行料金、座席指定料金	①運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては中級の運賃 ②2階級に区分する船舶にあっては下級の運賃 ③等級を設けない船舶にあってはその乗船に要する運賃	定額の車賃	定額の旅客運賃	2,600円	2,600円	13,100円	11,800円
職員	同上	同上	同上	同上	2,200円		10,900円	9,800円

備考1. ①車賃はいずれも37円／キロメートルで支給する。

②日当を支給するのは、行程8km以上かつ引き続き5時間以上の旅行の場合に限る。

③役員、委員会の委員の日当は、距離の如何にかかわらず、全日当を支給する。

備考2. ①甲地方の地域

埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、東京都特別区、

神奈川県横浜市・川崎市、愛知県名古屋市、京都府京都市、

大阪府大阪市・堺市、兵庫県神戸市、広島県広島市、福岡県福岡市